

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について (臨時報告書)

未整備駅名	市電 一条線 西4丁目停留場
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：北海道 市区町村：札幌市
路線名	市電 一条線 (西4丁目停留場)
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	10,833人

鉄道事業者又は軌道経営者	札幌市交通事業管理者 交通局長 福井 知克
関係自治体	北海道 札幌市

バリアフリー化に関する現状

(1)視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。
(2)停留場の降車側の幅が狭いため車いすの通行不可。
但し、最寄の横断歩道と停留場との段差解消はされている。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

既設停留場は車道に挟まれた場所にあり、狭隘で拡張するスペースの確保が困難で南1条通(創成川通～西20丁目通間)の街路事業については、現時点では事業化の予定はない。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

南1条通(創成川通～西20丁目通間)の街路事業による道路拡幅のための用地取得等が困難であることから、事業化実施の明確な時期が記載できない。

(注)様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

軌道停留所のバリアフリー化については、政令指定都市であり、交通事業者でもある札幌市が主体的に実施している。なお、当該停留所のホーム拡幅工事は未実施であるが、札幌市が今後実施するものと把握している。

市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

基準適合とするためには、道路の拡幅が必要であり、沿道の用地買収や建物補償に多額の費用を要することから、現時点では、再改修を予定していない。

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	札幌市交通局高速電車部車両課電車技術係
都道府県	北海道総合政策部新幹線・交通企画局交通企画課地域交通グループ
市区町村	札幌市市民まちづくり局総合交通計画部交通計画課